

雇 児 総 発 0920 第 2 号

平成 28 年 9 月 20 日

各都道府県

放課後児童健全育成事業担当課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

放課後児童健全育成事業についての優先利用や利用手続等の事務手続に関する留意事項については下記のとおりであるので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び放課後児童クラブ関係者等に対して遅滞なく周知し、遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 優先利用の基本的考え方について

(1) 趣旨

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成27年4月より子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象となる児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に明確化されたほか、女性の就業割合の高まりなどに応じて、放課後児童健全育成事業の利用ニーズの増加が見込まれるところである。

「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（平成

25年12月。以下「専門委員会報告書」という。)においては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべきとされている。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものである。

(2) 検討経緯及び他の制度における状況

放課後児童健全育成事業の優先利用については、(1)のとおり、専門委員会において検討が行われ、専門委員会報告書において、具体的な対象者について例示している。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条(第31条の8において準用する場合を含む。)において、従来の市町村に対する母子家庭及び父子家庭(以下「ひとり親家庭」という。)の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮義務に加えて、放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合の特別の配慮義務が規定され、平成26年10月1日より施行されている。

さらに、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)第2の7において、保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的な考え方が示されている。

(3) 優先利用の基本的考え方及び対象として考えられる事項

放課後児童クラブを利用できなかった児童(以下「待機児童」という。)の発生状況に加え、事前に予測される事案や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて受入れの優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みが考えられる。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していることが必要となる。

これらを踏まえ、優先利用の対象として考えられる事項について例示をすると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることに御留意いただきたい。

① ひとり親家庭

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく配慮義務がある。

- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 児童が障害を有する場合
- ⑥ 低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ⑦ 保護者が育児休業を終了した場合

（例）

- ・ 育児休業取得前に放課後児童クラブを利用しており、利用を再度希望する場合
 - ・ 育児休業取得前に放課後児童健全育成事業の類似の事業（児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施しない類似の事業）を利用しており、放課後児童クラブの利用を希望する場合
 - ・ 育児休業を取得しており、復帰する場合
- ⑧ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
 - ⑨ その他市町村が定める事由
 - ※ このほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。
 - ※ また、市町村の判断により、人材確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、放課後児童支援員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。
 - ※ 併せて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

2 放課後児童健全育成事業に関する情報収集及び利用手続等について

（1）子育て支援事業に関する市町村の情報収集規定について

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を記載した事業計画を定め、提供体制を計画的に確保することが求められており、市町村は、放課後児童健全育成事業等の実施状況や利用状況を把握することが必要となっている。

このため、整備法による改正後の児童福祉法第 21 条の 11 において、市町村が行うこととして、従来から規定されている子育て支援事業に関する必要な情報の提供に加え、情報の収集についても明記され、また、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定された。これにより、放課後児童健全育成事業を含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行い、情報の集約が求められることとなったところである。

（２）放課後児童健全育成事業の利用手続について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や、各放課後児童クラブである場合など様々である。

専門委員会報告書においては、放課後児童健全育成事業の利用手続について、市町村が必要な情報の収集や情報の集約を行い、各放課後児童クラブの協力を得て、利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当であるとしている。また、市町村は、各放課後児童クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん又は調整等を行っていく必要があることや、あっせん又は調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の利用手続については、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第 21 条の 11 の趣旨に基づき、可能な限り利用申込先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられるが、地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が各放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが望ましい。

なお、1 の優先利用に当たっても、各放課後児童クラブの実施状況や利用状況の把握が必要となるので、御留意いただきたい。

※ 待機児童に関する情報収集及び把握については、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況等について（調査依頼）」（平成 28 年 9 月 20 日雇児総発 0920 第 7 号）の別添「調査要領」の「1（11）利用（登録）できなかった児童数（待機児童数）」も参照すること。

(参考1)

「社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」(抜粋)

3. (1) ②

放課後児童クラブの対象は、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受け入れを実施しているところもある。

市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のような対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

(参考2)

「保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて」(平成27年3月31日雇児発0331第12号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) (抜粋)

1 法第28条の規定の趣旨について

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っており、家庭内での児童のしつけや教育にかける時間や労力には制約があるため、ひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するために、その児童に対する保育や子育て支援を充実する必要がある。このため、保育所の入所等に関する特別の配慮義務が規定されたものであること。

2 保育所等の利用及び放課後児童クラブの利用に係る特別の配慮について

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定により、保育所等の利用調整を行う場合においては、ひとり親家庭を利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

特に、都市部等の待機児童の多い地域にあっては、ひとり親家庭の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。

また、児童福祉法第6条の3第2項の規定により、市町村が放課後児童健全育成事業を実施する場合においては、ひとり親家庭を放課後児童クラブの利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

- (2) ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては、最優先的に取り扱うこと。
- (3) 母子家庭をめぐる就労条件や就職環境が厳しいこと等を踏まえ、母子家庭が求職活動、職業訓練等を行っている場合にあっては、求職活動等を行っている日数、時間等に応じて、就労している場合と同等の事情にあるものとして、優先的に取り扱うこと。
- (4) 市町村は、母子家庭に係る保育所等及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況等の把握に努めること。
- (5) 都道府県は、市町村が保育所等及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況に関する情報提供に努めること。

(参考3)

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年府政共生第859号・26文科発第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)(抜粋)

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

7 優先利用

(1) 趣旨

現在、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い(以下「優先利用」という。)を行っている事例が見られる。

今般、法の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う(利用調整)等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ア 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とすること。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要となること。

イ 虐待又はDVのおそれがあること(規則第1条第8号)に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等

が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

① ひとり親家庭

※ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。)に基づく配慮義務がある。

② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。

⑤ 子どもが障害を有する場合

※ 例えば、障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。

⑥ 育児休業を終了した場合

（例）

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄姉が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。）について同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

⑨ その他市町村が定める事由

※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)を考

慮することも考えられる。

※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

(参考4)

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(参考5)

「社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」 (抜粋)

3. その他の論点

(1) 放課後児童クラブの利用手続について

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところがあり様々である。
- このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
- 一方で、今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。したがって、市町村は、各クラブの協力を得て、放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。

①あっせん・調整等について

- 上記を踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある。
- あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。
- なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。